

## 秋季全国火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり火災予防思想の普及を図り、火災と火災による死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

市では、11月9日(水)～12月8日(木)の1カ月間、火災予防運動を実施しています。

平成28年度全国統一標語

「消しましょう その火その時 その場所で」

平成28年度岩沼市防火・防災標語

「火のしまつ 自分がしなくて だれがする」

岩沼小学校6年 本多 永理奈さん

### 【住宅防火 いのちを守る7つのポイント】

～3つの習慣～

- ①寝たばこは、絶対にやめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

～4つの対策～

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

※11月9日(水)に消防署と岩沼市防災連絡協議会で市内全域の巡回広報(キャラバン隊・航空機)を実施します。また、市の火災予防運動期間中、消防署と各地区の消防団が夜間巡回広報を実施しますので、ご協力をお願いします。

### 古い消火器にご注意

古い消火器で錆びているものは、破裂の恐れがあり危険ですので、使用しないでください。また、消火器の解体は絶対にしないでください。

なお、消火器は産業廃棄物になりますので、処分する場合は料金がかかります。取扱店などにご相談ください。

### 住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器は、平成20年6月1日から設置が義務化されています。ご家庭に設置されている住宅用火災警報器の定期的なメンテナンスを心掛け、10年を目安に交換しましょう。設置していないご家庭は家族、家財などの安全・安心のため早期に設置してください。

## 11月9日(水)は119番の日です

市内で119番に通報すると、消防署の通信指令室に直接つながります。通報の際は、次の5つのポイントに注意してあてず、指令員の問いかけに、**落ち着いてはっきり**答えてください。

### ①一方的に話さない

指令員の質問に必要な要件だけ答えてください

※「火事です」・「救急です」・「場所や住所」・「自分の名前、電話番号」。

### ②勝手に電話を切らない

### ③日頃から自宅周辺の目印になるものを見つけておく

### ④通報した電話番号を伝える

### ⑤携帯電話より固定(家)電話

場所が特定しやすくなります



はっきりした場所が確定するまで、消防隊・救急隊は出動できません。できるだけ落ち着いて、答えてください。

※市ホームページにも「119番のかけ方」が掲載されています。

## ドクターヘリの運行開始

県では、救急医療体制の充実を図るため、ドクターヘリの運用を開始しました。消防本部では運用前にドクターヘリと合同訓練を行い、有事に備える体制を整備しました。

また、市内の公共施設などがランデブーポイント(ドクターヘリの離発着地点)になります。ヘリが離発着する際に、一時的にエンジン音や強風が発生しますが、職員の配置や看板を設置するなどして、安全な運用に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ランデブーポイントについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◀▼配備されたドクターヘリ



# 夕暮れ時の交通事故防止運動

## ～ライトオン・ライトアップ・ライトケアフル運動～



**ライトオン** (早めの点灯) **ライトアップ** (目立つ装備) **ライトケアフル** (右側注意)

10月から「夕暮れ時の交通事故防止運動」が展開されています。期間は平成29年1月31日までの4カ月間です。この時期は日没時間が早くなり、車や人の動きが活発な夕暮れ時が特に交通事故の多発時間帯となっています。悲惨な交通死亡事故をなくすため、次の運動の重点を家庭や職場、地域で話し合い、実践しましょう。

- ①早め点灯の推進
- ②上向きライト原則の周知徹底
- ③反射材・LEDライトの活用促進
- ④高齢者の交通事故防止

### 実施事項

#### 自動車運転者

早めの点灯、周囲が見えにくいのでスピードダウン、横断歩行者「最優先」に優しさ思いやり運転

#### 自転車利用者

交差点の安全確認、反射材やLEDライトの活用、早めの点灯、車道が原則

#### 歩行者

横断歩道、信号機などを利用した正しい横断、安全確認の徹底、明るい目立つ色の服の着用、反射材やLEDライトの活用

問／生活環境課 (☎内線334)

## ホームタンクなどから灯油を小分けする際にはご注意ください!!

毎年、暖房器具の使用が増えると油漏れ事故が発生しやすくなります。灯油を使用しない場合でも、日頃から設備の点検やメンテナンスを行い、管理を徹底しましょう。

灯油などが水路や河川に流出すると、水質を汚染し、大きな被害につながりかねません。このような事故が発生した場合、水質の浄化や復旧作業などにかかる費用は、原則として全て原因を作った人の自己負担となり、多額の費用が請求されます。

事故を未然に防ぐためには、給油作業が終わるまでその場を離れないようにするなど、普段の心がけが大切です。

また、油の流出を見たらすぐに、市役所までご連絡ください。



問／生活環境課 (☎内線333・335)

## 特殊詐欺撲滅のために! ～巧妙な手口に注意～

平成27年中、岩沼警察署管内では、特殊詐欺被害が21件発生し、被害額は約6,300万円となっています。

犯人の主な手口は「**会社の金を使い込んだ**」「**還付金の返還がある**」「**個人情報流出している**」などの不審電話をかけ、振り込みだけでなく現金を小包で送らせたり、自宅付近で現金を手渡す手交型の被害も報告されています。

県全体でも、平成27年中は特殊詐欺被害が350件発生し、被害額は約10億3,500万円にのぼっています。

今年は発生件数、被害額ともに昨年を下回ってはいますが、予断を許さない状態が続いており、被害防止対策を推進していかなければなりません。

被害に遭わないために「**孫・息子・電話番号が変わった・風邪を引いた・仕事で失敗した・会社の金・必ず儲かる・警察・弁護士・示談金・上司・競馬情報・パチンコ・アダルトサイト**」などの言葉を含む内容の電話は詐欺の可能性が大きいので、警察や家族に相談や確認を行い、被害を未然に防ぎましょう。

問／岩沼警察署 (☎22-4341)